令和８年（フ）第２１３５号
愛知県豊明市栄町南舘３番地576　サンハイツ南舘201号
債務者　岡本　　需
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２８５号
さいたま市見沼区大字東門前364番地10　プレステージⅡ　101
債務者　津島　修治
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
愛知県蒲郡市竹谷町七反20番地１　サラダ館210
債務者　藤田　浩二
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６１号
北海道北見市常盤町３丁目８番５号　ピュアライフ常盤３－Ｂ号
債務者　原武　聡史
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１３２５号
さいたま市中央区本町東２丁目７番３－104号
債務者　藤田　光夫
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４２号
さいたま市緑区馬場２丁目３番地10　ヴェレーザ303、旧住所さいたま市緑区大字三室1355番地１　メゾンコルザＡ101号
債務者　野口　秀明
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４０７号
埼玉県川口市西川口４丁目９番11－503号　スカイコート西川口
債務者　寒川　　博
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４１９号
さいたま市北区宮原町３丁目433番地１　コーポ清水壱番館302
債務者　吉田マネゴ　純
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３８４号
埼玉県春日部市南１丁目９番33－２－303号
債務者　加河　尚大
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２６８号
埼玉県児玉郡美里町大字阿那志268番地１
債務者　山田　利奈
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２７９号
埼玉県深谷市緑ケ丘22番１－201号　市営緑ケ丘団地
債務者　村江　信博
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２９１号
埼玉県東松山市元宿１丁目３番地１　ＣｉｔｙーＨｉ　Ｆｉｖｅ106
債務者　飯嶋　裕伸
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１２８９号
札幌市白石区南郷通13丁目南４番25－205号
債務者　藤部　加代（旧姓坂下、坪）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５５号
札幌市東区北33条東10丁目５番３号　リレント北33条マンション102号
債務者　青木久美子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５４号
札幌市北区麻生町６丁目６番６－302号
債務者　佐々木　啓
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６６７号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番２－305号
債務者　小竹智寿子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１７号
札幌市手稲区富丘３条２丁目３番26号
債務者　渡邊八寿子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部